

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、「基金の管理及び運用について」の行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年2月16日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

平成 2 9 年度

行政監査の結果

基金の管理及び運用について

相模原市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の実施日程	1
3	監査のテーマ	1
4	監査対象年度	1
5	監査対象	1
6	監査対象部局	3
7	監査の目的	3
8	監査の着眼点	4
9	主な監査手続	4
10	基金の管理及び運用の状況	5
11	監査の結果（検討すべき事項）	17
12	意見	19

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

平成29年10月5日から平成30年2月14日まで

(2) 監査委員による監査実施日

平成30年2月15日

3 監査のテーマ

基金の管理及び運用について

4 監査対象年度

平成29年度

ただし、必要に応じて平成28年度以前についても対象とした。

5 監査対象

資金積立基金19基金、定額資金運用基金6基金及び財産区に係る基金(資金積立基金)17基金の合計42基金を対象として、管理に関する事務及び運用に関する事務を監査した。

ただし、管理に関する事務は財産区に係る基金以外の25基金を対象とし、運用に関する事務は資金を一元管理している37基金を対象とした。

表1 監査対象基金一覧 42基金 *印：一元管理している基金

基金名称	種別
* 財政調整基金	資金積立基金 19基金
* 社会福祉基金	
* みどりのまちづくり基金	
* 国際交流基金	
* 市街地整備基金	
* 青年起業家育成基金	
* 介護保険給付費等支払準備基金	
* 減債基金	
* 産業集積促進基金	
* 道志ダム関連地域環境整備基金	

	* 中道志川トラスト基金	
	* 青根簡易水道基金	
	* 都市交通施設整備基金	
	* 地球温暖化対策推進基金	
	* 寄附金積立基金	
	* 公共施設保全等基金	
	* 相模川ダム周辺地域振興基金	
	* 岩本育英奨学基金	
	* 文化振興基金	
	用品調達基金	
⑳	土地取得基金	定額資金運用基金 6基金
㉑	* 美術品等収集基金	
㉒	緑地保全基金	
㉓	公共料金支払基金	
㉔	収入印紙購入基金	
㉕		
㉖	* 三井財産区運営基金	財産区に係る基金 (資金積立基金) 17基金
㉗	* 中野財産区運営基金	
㉘	* 串川財産区運営基金	
㉙	* 串川財産区山林管理基金	
㉚	* 烏屋財産区運営基金	
㉛	* 烏屋財産区山林管理基金	
㉜	* 青野原財産区運営基金	
㉝	* 青根財産区運営基金	
㉞	* 吉野財産区運営基金	
㉟	* 小淵財産区運営基金	
㊱	* 澤井財産区運営基金	
㊲	* 牧野財産区運営基金	
㊳	* 日連財産区運営基金	
㊴	* 名倉財産区運営基金	
㊵	* 佐野川財産区運営基金	
㊶	* 川尻財産区運営基金	
㊷	* 中沢財産区運営基金	

各基金の名称のうち「相模原市」は省略した。

なお、平成29年12月25日に新設された「子ども・若者未来基金」、「学校施設整備基金」及び同日に廃止された「奨学基金」については監査の対象外とした。

6 監査対象部局

監査対象の部局は次の表2のとおりである。

表2 対象部局一覧

局	部	課	所管する基金
総務局	渉外部	シティセールス・親善交流課	
企画財政局	財務部	財務課	、 、 ~、 ^⑲ 一元管理分の運用事務
		契約課	
市民局		文化振興課	、 ^⑳
健康福祉局	福祉部	地域福祉課	
	保険高齢部	介護保険課	
環境経済局	経済部	産業政策課	、
		津久井地域経済課	
	環境共生部	環境政策課	
		水みどり環境課	、 ^㉓
都市建設局	まちづくり計画部	交通政策課	
	まちづくり事業部	都市整備課	
	道路部	津久井土木事務所	
緑区役所		津久井まちづくりセンター	^㉕
		会計課	^㉔
教育局	教育環境部	学務課	

7 監査の目的

現在、本市には、財産区に係る基金も含めて44の基金が条例により設置されている。法第241条には、基金はその設置目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は運用を行うものであり、确实かつ効率的に運用しなければならないと規定されている。

本市においては、財産区に係る基金を除く基金の年度末残高が、平成25年度末に254億円、平成26年度末に267億円、平成27年度末に292億円と増加傾向にあったが、平成28年度末には278億円となり、財政調整基金の取崩しが主な減少の要因となっている。

また、平成26年度から、一部の基金を除き、各々の所管課が個別に管理していた基金に係る資金を財務課において一元管理する方法へと改められたところであるが、厳しい財政状況の中で、基金の原資の効果的な運用により、運用益を確保することの重要性が高まっている。

こうしたことから、基金の管理及び運用について総括的に現状を把握し、基金

が当初の事業目的のために効率的に使用されているか、適正な基金の規模及び管理・運用状況を検証することが有用であると判断し、今後の基金の適正な運用に資することを目的に監査を実施した。

8 監査の着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

表3 主なリスク及び着眼点

リスク	着 眼 点
(1) 基金の管理が適切に行われないリスク	ア 設置目的に従って事業が適切に遂行されているか。 イ 基金等に係る収入・支出の記録は適正に行われているか。
(2) 基金の運用が適切に行われないリスク	ウ 運用は計画的に行われているか。また、必要に応じて適宜見直しが行われているか。 エ 資金を一元管理している基金の資金運用は適切に行われているか。

9 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 調査票による調査

監査対象課に対し「基金事務調査票」を送付し、10月1日時点の状況を回答するよう求め、次の点について確認した。

- ア 基本情報(設置年月日、設置目的、繰替運用の規定の有無等)
- イ 基金残高の増減
- ウ 充当事業の状況
- エ 職員配置

(2) 書面調査

監査対象課から提出された調査票の内容を踏まえ、基金の管理及び運用に係る事務が法令、規則等に基づき適正に行われているかについて、監査対象課に対し関係書類、資料等の提出を求め、書面調査を行った。

(3) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(4) ヒアリングによる事情聴取

(1) から (3) の調査結果を踏まえ、財務課、契約課、文化振興課、交通政策課、津久井土木事務所、会計課及び学務課の所属長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

10 基金の管理及び運用の状況

(1) 基金の種類等

基金とは、普通地方公共団体が特定の目的のために財産を維持管理する目的で条例の定めるところにより設置されるものをいい、法第241条第1項の規定により、「財産を維持し、資金を積み立てるための基金(資金積立基金)」及び「定額の資金を運用するための基金(定額資金運用基金)」の2種類に大別される。

基金は、特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならず、また、基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、総計予算主義に基づき、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないとされている。(法第241条第2項及び第4項)

また、基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例によって行われる。(法第241条第7項)

(2) 各基金の管理状況について

ア 資金積立基金

財政調整基金 (昭和39年4月1日設置)

設置目的：大規模な建設事業、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源とするため

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						当年度末 現在高
		増加			減少		増減額	
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	10,211,357	13,468	0	6,000,000	5,100,000	0	913,468	11,124,825
28	11,124,825	7,976	0	4,000,000	8,200,000	0	4,192,023	6,932,802
28年度 充当事業		基金の設置目的の性質上、基金の取崩しによる財源の繰入れは一般財源として行われるため、特定の充当事業はない。						
備考		「増加」の「その他」欄：決算剰余金の積立て						

単位未満は切り捨てている。

社会福祉基金（昭和54年4月1日設置）

設置目的：社会福祉の増進を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	1,023,327,693	0	5,779,165	34,181,530	41,858,000	0	1,897,305	1,021,430,388	
28	1,021,430,388	0	72,550,598	5,847,228	38,682,000	0	39,715,826	1,061,146,214	
28年度 充当事業	防災対策事業、福祉月間事業、社会福祉協議会補助金、地域福祉推進事業、 低所得者等援護事業、障害児者援護等事業								
備考	「増加」の「その他」欄：事業費充当のため取崩した基金の精算返還金の繰戻し 運用利息は、基金には積み立てずに地域福祉推進事業へ充当								

みどりのまちづくり基金（昭和59年4月1日設置）

設置目的：緑化の推進を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	753,103,926	0	314,674	0	0	0	314,674	753,418,600	
28	753,418,600	0	304,885	0	0	0	304,885	753,723,485	
28年度 充当事業	充当事業なし								
備考	運用利息は、基金には積み立てずにみどりのまちづくり事業へ充当								

国際交流基金（平成6年4月1日設置）

設置目的：国際交流の推進を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	241,274,431	0	200,000	0	19,269,761	0	19,069,761	222,204,670	
28	222,204,670	0	100,000	0	8,998,132	0	8,898,132	213,306,538	
28年度 充当事業	国際交流事業								
備考	運用利息は、基金には積み立てずに国際交流事業及び国際交流ラウンジ事業へ充当								

市街地整備基金（平成7年4月1日設置）

設置目的：市街地整備事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	221,712,777	225,056	0	0	72,939,000	0	72,713,944	148,998,833
28	148,998,833	95,319	0	0	126,000,000	0	125,904,681	23,094,152
28年度 充当事業		麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計繰出金						
備考								

青年起業家育成基金（平成12年3月24日設置）

設置目的：青年起業家の育成を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	2,149,245	830	50,000	681,000	200,000	0	531,830	2,681,075
28	2,681,075	600	50,000	0	200,000	0	149,400	2,531,675
28年度 充当事業		雇用対策事業						
備考		「増加」の「その他」欄：出資配当金の積立						

介護保険給付費等支払準備基金（平成12年4月1日設置）

設置目的：介護保険の保険給付及び地域支援事業に要する費用の財源に不足を生じたときの財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	2,140,626,025	2,625,095	0	179,735,608	0	0	182,360,703	2,322,986,728
28	2,322,986,728	1,941,154	0	444,961,899	0	0	446,903,053	2,769,889,781
28年度 充当事業		充当事業なし						
備考		「増加」の「その他」欄：決算剰余金の積立						

減債基金（平成15年9月29日設置）

設置目的：市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	4,543,027,183	22,663,721	0	2,166,666,000	608,300,000	271,102	1,580,758,619	6,123,785,802	
28	6,123,785,802	33,117,712	0	2,709,918,222	500,000,000	271,102	2,242,764,832	8,366,550,634	
28年度 充当事業		市債償還元金							
備考		「増加」の「その他」欄：満期一括償還元金の積立 「減少」の「その他」欄：基金の運用上額よりも高い金額で購入した債券の減額処理分							

産業集積促進基金（平成17年10月1日設置）

設置目的：産業集積の促進を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	240,126,556	336,338	0	27,042,000	86,000,000	0	58,621,662	181,504,894	
28	181,504,894	373,483	0	354,404,000	251,500,000	0	103,277,483	284,782,377	
28年度 充当事業		工業集積促進事業							
備考		「増加」の「その他」欄：新規積立							

道志ダム関連地域環境整備基金（平成18年3月20日設置）

設置目的：道志ダム関連地域の振興を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	9,564,615	14,118	0	2,572,000	1,256,000	0	1,330,118	10,894,733	
28	10,894,733	10,191	0	2,572,000	1,098,754	0	1,483,437	12,378,170	
28年度 充当事業		地域振興助成事業、まちづくりセンター等維持管理費、ダム対策事務諸経費							
備考		「増加」の「その他」欄：県からの浚渫助成金の積立							

中道志川トラスト基金（平成 18 年 3 月 20 日設置）

設置目的：中道志川の清流を守る川のトラスト運動を展開し、水質保全及び河川美化を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	19,311,916	83,046	305,000	0	700,000	0	311,954	18,999,962
28	18,999,962	51,556	345,000	0	700,000	0	303,444	18,696,518
28年度 充当事業		相模川保全活用事業						
備考								

青根簡易水道基金（平成 18 年 3 月 20 日設置）

設置目的：相模原市簡易水道事業のうち青根簡易水道に係る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	194,544,766	448,450	0	0	41,500,000	0	41,051,550	153,493,216
28	153,493,216	223,011	0	0	30,000,000	0	29,776,989	123,716,227
28年度 充当事業		職員給与費、一般事務費、青根簡易水道事業費						
備考								

都市交通施設整備基金（平成 20 年 4 月 1 日設置）

設置目的：都市交通施設を整備する事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	1,949,059,894	8,344,497	200,000	0	0	0	8,544,497	1,957,604,391
28	1,957,604,391	5,274,926	0	0	47,139,000	0	41,864,074	1,915,740,317
28年度 充当事業		広域交流拠点推進事業、鉄道対策事業						
備考								

地球温暖化対策推進基金（平成 22 年 3 月 26 日設置）

設置目的：地球温暖化対策を推進する事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	114,414,996	158,619	21,075	55,700,032	48,248,863	0	7,630,863	122,045,859	
28	122,045,859	104,911	0	55,581,512	45,387,890	0	10,298,533	132,344,392	
28 年度 充当事業	地球温暖化対策推進事業、再生可能エネルギー利用設備等設置促進事業、次世代クリーンエネルギー自動車等普及促進事業、中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業								
備考	「増加」の「その他」欄：清掃工場の電力売払収入、メガソーラー事業関連の収入による積立								

寄附金積立基金（平成 24 年 7 月 1 日設置）

設置目的：本市を応援しようとする個人又は法人その他の団体からの寄附金を有効に活用し、より暮らしやすいまちづくりに資する施策の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	5,739,903	9,966	11,961,126	0	4,970,382	0	7,000,710	12,740,613	
28	12,740,613	8,992	28,388,789	0	7,191,755	0	21,206,026	33,946,639	
28 年度 充当事業	公立保育所費に係る施設維持補修費、体育施設等維持補修費、地域子育て支援活動促進事業ほか 18 事業								
備考									

公共施設保全等基金（平成 25 年 1 月 1 日設置）

設置目的：公共施設の保全及び活用を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額						増減額	当年度末 現在高
		増加			減少				
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他			
27	3,832,327	830	0	0	0	0	830	3,833,157	
28	3,833,157	600	0	0	0	0	600	3,833,757	
28 年度 充当事業	充当事業なし								
備考									

相模川ダム周辺地域振興基金（平成25年8月1日設置）

設置目的：相模川ダム周辺地域の振興及び住民の生活基盤の向上のための事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	509,341,475	0	0	0	625,118	0	625,118	508,716,357
28	508,716,357	0	0	0	2,249,533	0	2,249,533	506,466,824
28年度 充当事業	地域センター管理運営費							
備考	運用利息は、基金には積み立てずに地域センター管理運営費へ充当							

岩本育英奨学基金（平成25年10月1日設置）

設置目的：財団法人岩本育英会からの寄附金を基礎として、修学が困難な者に奨学金を給付する事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	54,708,056	110,452	200,000	0	1,440,000	0	1,129,548	53,578,508
28	53,578,508	67,743	60,000	0	1,956,000	0	1,828,257	51,750,251
28年度 充当事業	岩本育英奨学金							
備考								

文化振興基金（平成28年12月22日設置）

設置目的：市民文化の振興を図る事業の財源とするため

(単位：円)

年度	前年度末 現在高	年度中増減額					増減額	当年度末 現在高
		増加			減少			
		利子積立	寄附金	その他	事業費充当	その他		
27	-	-	-	-	-	-	-	-
28	-	0	0	150,000,000	0	0	150,000,000	150,000,000
28年度 充当事業	充当事業なし							
備考	「増加」の「その他」欄：新規積立							

イ 定額資金運用基金

用品調達基金（昭和39年4月1日設置）

設置目的：用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため

(単位：円)

年度 区分	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加	減少	増減額	
28年度	50,000,000	369,778,622	369,778,622	0	50,000,000
現金	116,556,003	439,781,629	436,254,846	3,526,783	120,082,786
在庫品等	432,911	424,246	512,690	88,444	344,467
債権	34,503,682	31,762,442	34,503,682	2,741,240	31,762,442
債務	101,492,596	102,189,695	101,492,596	697,099	102,189,695
備考	「債権」欄：用品払出に係る未収入金 「債務」欄：物品購入に係る未支払金、一般会計への繰出未支払金(運用収益分)				

㉑ 土地取得基金（昭和44年12月24日設置）

設置目的：公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため

(単位：円)

年度 区分	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加	減少	増減額	
28年度	2,000,000,000	915,470,661	915,470,661	0	2,000,000,000
現金	569,965,193	804,424,317	71,212,333	733,211,984	1,303,177,177
土地	37,165,490	71,199,581	39,846,763	31,352,818	68,518,308
債権	1,392,869,317	39,846,763	804,411,565	764,564,802	628,304,515
備考	「債権」欄：土地売払に係る未収入金、貸付金				

㉒ 美術品等収集基金（昭和55年4月1日設置）

設置目的：市民文化の振興に寄与するために行う美術品、美術に関する資料その他これらに類するものの収集を円滑かつ効率的に行うため

(単位：円)

年度 区分	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加	減少	増減額	
28年度	101,322,426	4,213,189	4,200,000	13,189	101,335,615
現金	29,218,666	13,189	4,200,000	4,186,811	25,031,855
美術品等	72,103,760	4,200,000	0	4,200,000	76,303,760
備考	「増減額」欄の13,189円：運用利息の積立て				

⑳ 緑地保全基金（昭和59年4月1日設置）

設置目的：良好な都市環境の保全に寄与するために行う緑地保全事業を円滑かつ効率的に行うため

(単位：円)

年度 区分	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加	減少	増減額	
28年度	2,001,937,257	170,437	437	170,000	2,002,107,257
現金	41,925,586	170,437	437	170,000	42,095,586
土地	1,960,011,671	0	0	0	1,960,011,671
備考	「増減額」欄の170,000円：寄附金の積立て				

㉑ 公共料金支払基金（平成5年4月1日設置）

設置目的：公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため

(単位：円)

年度 区分	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加	減少	増減額	
28年度	300,000,000	1,559,472,676	1,559,472,676	0	300,000,000
現金	300,000,000	1,559,472,676	1,559,472,676	0	300,000,000
備考					

㉒ 収入印紙購入基金（平成23年12月26日設置）

設置目的：収入印紙の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため

(単位：円)

年度 区分	前年度末 現在高	年度中増減額			当年度末 現在高
		増加	減少	増減額	
28年度	1,000,000	7,468,650	7,468,650	0	1,000,000
現金	623,450	3,713,650	3,755,000	41,350	582,100
収入印紙	376,550	3,755,000	3,713,650	41,350	417,900
備考					

(3) 平成29年度の管理状況

基金の管理については、設置条例に基づき、各基金の所管課が事務を行っている。設置条例の施行規則が定められているのは4基金である。

基金事務に関する共通事項の事務処理方法等について、全庁に統一的に示されたものがないため、基金に係る取扱要綱等を制定している課や、手引などの事務処理マニュアルを独自に作成している課が見られた。また、基金の収支に

関する記録についても、収支に動きがあった際にその都度記録している課や、年度末にまとめて記録している課もあるなど、各基金の状況によって記録の方法、時期等が異なっていた。

基金の主な増加要因は、運用利息及び寄附金の積立てである。また、主な減少要因は、事業費に充当するための取崩しである。

運用利息については、財務課において資金を一元管理し運用を行っている基金は、財務課からの通知に基づき、それ以外の基金は、会計課からの通知に基づき、各基金所管課で上期及び下期に分けて一般会計又は特別会計(以下「一般会計等」という。)の歳入として手続を行っている。その後、基金に積立てを行う場合には、一般会計等における歳出の手続を経て、基金会計の収入の手続を行うこととなる。

本市の財務会計システムでは、基金会計の処理を行う画面は一般会計等の処理を行う画面とは別になっており、収入の処理をする際に納付書を作成する機能はあるものの、調定書を起票することはできない。

基金に係る収入の手続について調査したところ、表4のとおり、9基金において基金会計の収入としての調定が行われていなかった。また、3基金において一般会計等の歳入としての調定が行われていなかった。

このほか、基金会計に係る調定の手続において、公文書の管理上、基金会計に係る調定書の分類が明確にされておらず、公文書としての保存期間に差異が見られた。

表4 調定が行われていなかった基金

基金	内容	課名	会計
社会福祉基金	過誤納還付金及び寄附金積立の調定	地域福祉課	基金会計
国際交流基金	寄附金積立の調定	シティセールス・親善交流課	
青年起業家育成基金	寄附金及び利子収入積立の調定	産業政策課	
道志ダム関連地域環境整備基金	道志ダム砂利浚渫助成金及び利子収入積立の調定	津久井地域経済課	
青根簡易水道基金	利子収入積立の調定	津久井土木事務所	
都市交通施設整備基金	利子収入積立の調定	交通政策課	

岩本育英奨学基金	利子収入積立の調定	学務課	
文化振興基金	利子収入積立の調定	文化振興課	
② 美術品等収集基金	利子収入積立の調定	文化振興課	
財政調整基金	利子収入の調定	財務課	一般会計
寄附金積立基金	利子収入の調定	財務課	
減債基金	利子収入の調定	財務課	特別会計

また、基金に係る収入及び支出について処理する際、表5のとおり、5基金において、相模原市事務専決規程(平成19年相模原市訓令第8号。以下「事務専決規程」という。)に定められている決裁責任者とは異なる決裁者により処理されている事例が見られた。

表5 決裁者が事務専決規程と相違している事例があった基金

基金	内容	課名	会計
青根簡易水道基金	・基金繰出に係る支出命令書 正：課長等 誤：担当課長等	津久井土木事務所	基金会計
岩本育英奨学基金	・基金繰出に係る支出命令書 正：課長等 誤：担当課長等	学務課	
② 美術品等収集基金	・展示用写真作品等製作委託に係る支出命令書 正：課長等 誤：担当課長等	文化振興課	
都市交通施設整備基金	・利子収入に係る調定書 正：担当課長等 誤：課長等 ・基金積立に係る支出命令書 正：担当課長等 誤：課長等	交通政策課	一般会計
用品調達基金	・基金運用収益の繰入に係る調定書 正：部長 誤：課長等 ・利子収入に係る調定書 正：担当課長等 誤：課長等	契約課	

このうち、基金会計における支出命令書の決裁処理における誤りについては、財務会計システムで起票した際に「決裁区分」欄に自動表示された区分が事務

専決規程に定められた決裁責任者とは異なる決裁者となっていたが、これに基づき処理したものである。

このほか、用品調達基金における契約事務について確認したところ、平成29年度当初に契約した15件の契約書すべてに引用条項の誤りが見られた。

(4) 一元管理を行っている基金の運用方法について

基金の運用については、「相模原市資金運用基準」に必要な事項が定められているほか、一元管理を行っている基金については「基金に係る資金運用方法」によって詳細が定められており、これに基づき運用の種別や金額、時期等の具体的な方針が年度ごとに「基金運用計画」として策定されている。

運用に当たっては、繰替運用や突発的な資金需要に備え、資金の流動性を確保するため、指定金融機関の普通預金によっても運用することとされている。

また、金利変動のリスクを抑えつつ、債券運用の比率を高めるべく「ラダー型運用」の構築を進めている。

「ラダー型運用」…短期債から長期債まで、年限の異なる債券に均等な割合で投資すること。定型的な運用を行うことで、金利の変動リスクを平均化し、収益性もある程度確保することを目的とする運用手法。

(5) 平成29年度の運用状況

年度当初における一元管理分の基金残高は252億円であり、資金運用の内訳をみると、普通預金が64億円、定期預金が11億円、公共債が108億円、繰替運用中のものが69億円であった。その後、平成29年9月末までに、定期預金については、短期の預入が7件行われており、公共債の購入については、11件行われている。

一元管理分の資金運用に伴う運用利息については、財務課が各基金の残高、一元管理を実施する以前の収益率等を基に半期ごとに配分額を算出している。各基金所管課では、財務課から通知された配分額を基金の利子収入として処理を行っている。

(6) 基金の繰替運用について

本来、基金は特定の目的に応じて確実かつ効率的に運用されなければならないが、財政上必要があると認められる場合は、基金の設置条例において「繰替運用」の規定がある基金に限り、当該基金に属する現金を条例に定める条件の下、歳計現金へ繰り替えて運用することができる。

繰替運用の規定がある基金は10基金あるが、最近の状況は表6のとおりである。

表 6 繰替運用の状況

期 間	基 金 名	繰替運用額	繰戻額	累計額	借入日数
H 29. 2. 14	財政調整基金	69 億円		69 億円	
H 29. 5. 31	財政調整基金		69 億円	0 円	107 日間
H 29. 7. 14	財政調整基金	60 億円		60 億円	
H 29. 8. 14	財政調整基金	49 億円		109 億円	
H 29. 8. 31	財政調整基金		49 億円	60 億円	17 日間
H 29. 10. 2	財政調整基金	49 億円		109 億円	
H 29. 10. 13	減債基金	50 億円		159 億円	
H 29. 10. 27	財政調整基金		49 億円	110 億円	25 日間
H 29. 10. 27	減債基金		50 億円	60 億円	14 日間

繰替運用の状況を、財政調整基金の残高の状況と照らし合わせてみると、財政調整基金の残高は、平成 29 年度当初は 69 億円で、その後 6 月に決算剰余金の積立てにより 109 億円となっていることから、財政調整基金のほぼ全額について繰替運用が行われていることが分かる。

1 1 監査の結果（検討すべき事項）

今回の行政監査の結果、各基金における積立てや取崩しの状況及び事業費への充当状況については、基金の設置目的に沿って執行されており、特段の問題は見られなかったが、今後、事務事業を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 調定の未処理について

基金に係る収入の調定について調査したところ、9 基金において運用利息、寄附金等の積立てに係る基金会計の収入の調定が行われていなかった。また、3 基金において利子収入に係る一般会計等の調定が行われていなかった。

歳入の収入の方法については、法第 231 条に「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない」と規定されている。また、相模原市会計規則(平成 4 年規則第 10 号)第 16 条第 1 項において、歳入を徴収しようとするときは、「所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納付場所を調査決定(以下「調定」という。)し、調定書を作成しなければならない」と規定され、さらに基金に関しては、同規則第 100 条において、これを準用する旨が規定されている。

調定は、具体的に所属年度や納入すべき金額などの必要事項を決定する行為であり、収納の前提要件となるものである。今後は、基金の収入に係る調定の手続について、その重要性を認識するとともに、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【シティセールス・親善交流課、財務課、文化振興課、地域福祉課、産業政策課、津久井地域経済課、交通政策課、津久井土木事務所、学務課】

(2) 財務事務における決裁責任者について

基金に係る財務事務の執行について調査したところ、5基金において利子収入等に係る一般会計の調定、基金への積立てに係る一般会計の支出命令及び基金の繰出等に係る基金会計の支出命令の際に、事務専決規程に定められている決裁責任者とは異なる決裁者により処理されている事例が見られた。

事務専決規程は、決裁責任の所在を明確にし、行政の能率的な運営を図ることを目的に、市長の権限の属する事務について、決裁責任者があらかじめ認められた範囲内で常時市長に代わって最終的に意思決定を行うことを規定したものである。

今後は、事務専決規程を十分に確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【契約課、文化振興課、交通政策課、津久井土木事務所、学務課】

(3) 用品調達基金に係る契約事務について

契約課が所管する用品調達基金に係る契約事務について調査したところ、上半期分の共通物品文具に係る「物件売買契約書」ほか13件の用品調達に係る契約書約款において、契約の解除に伴う措置に関する条文に引用誤りが見られた。また、「天然ガス自動車用燃料の取引に関する契約書」の約款において、暴力団排除に係る発注者の解除権に関する条文に引用誤りが見られた。

用品調達基金における契約事務については、今回と同様の契約書の誤りが平成24年10月に実施した財務部定期監査においても見られ、財務・契約事務に関する庁内の指導的立場にあることを改めて自覚するとともに、全庁的に不適切な事務処理防止の徹底に取り組むよう要望したところであるが、今回の監査においても不適正な事例が見られたことは遺憾である。

今後は、契約事務を統括する立場であることを再認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直す

など、再発防止に取り組み、適正に契約事務を執行されたい。

【契約課】

1 2 意見

(1) 基金事務に係る統一的な事務処理手順等について

基金の管理に係る事務処理について、全庁に統一的に示されたものではなく、各基金の状況によって収支の記録の方法や時期が異なるなど、各所管課における事務処理方法は様々な状況となっていた。年度末に一括して記録するのみで収支の状況を随時確認できない事例や、公文書としての保存期間に差異が生じている事例なども見られた。

基金を確実にかつ効率的に管理・運用するため、今後は、基金事務に関し収支の記録、保有財産の把握等の共通する事項については、統一的な事務処理手順等として整理し、各所管課における基金事務の正確性及び効率性の向上を図られたい。

(2) 財務会計システムについて

今回の監査において、基金会計に係る財務処理を行う場合、財務会計システムでは調定書の起票ができないことや、支出命令書を起票する際に決裁区分欄に表示される決裁者が、事務専決規程で定められた決裁責任者とは異なる場合があることが認められた。

平成29年11月に実施した工事監査において、財務会計システムの改善について意見としたところであるが、今後、財務会計システムに関する誤りが生じないように、改めて庁内周知を行うとともに、システムの検証を行い、更新時には改善を図られたい。

(3) 基金に係る資金運用について

本市の財政状況は、多くの財政需要が見込まれる一方で市税収入の大幅な増加が期待できず、厳しい財政運営が続いている。年度中の歳計現金が不足することも多く、財政調整基金のほぼ全額を繰り替えて運用している状況もある。

一方、基金に係る資金運用については、厳しい経済情勢の中、預金及び債券運用の運用利率等が低い状況が続いていることから、長期的な視点に立ち、安定した財政運営を行うためには、基金を効果的に運用することが重要である。

こうした状況の中、市においては、基金のより効果的な運用を進めるため、

平成26年度から資金の一元管理を行っているが、今後も、債券市場動向の情報を積極的に入手し、安全性及び流動性に配慮した上で、より有効かつ的確な資金運用に努められたい。